

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 1月26日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	残留熱除去系(A)電動機ステータ(固定子)楔において、楔に緩み(6本)が認められたため、当該楔を交換。	GⅢ	
2	2号機	原子炉仮閉鎖に伴う気水分離器の原子炉ウエルへの移動作業において、天井クレーンシーブユニット(滑車とフックの連結部)に混入していたボールペン(1本)が原子炉ウエルに浮いていることが認められたため、対策検討。なお、ボールペンは回収済。	GⅢ	
3	3・4号廃棄物処理設備	廃棄物処理補機冷却系高電導度廃液系冷却器(B)出口弁の軸封部において、冷却水の漏えい(非放射性)が認められたため、当該グランドパッキンを交換。	GⅢ	
4	3・4号廃棄物処理設備	エリア放射線モニター(No. 7)「試料採取ラック室前通路」において、放射能高警報設定値不良(高設定値が初期値に書き換わっている)が認められたため、原因調査・対策検討。	GⅢ	